



報道関係者 各位

平成29年8月3日

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 大鷲 亨

室長補佐 角入 則夫

(電話) 048-600-6205

平成29年度埼玉県最低賃金の改定を答申

－ 26円引き上げで871円に －

埼玉地方最低賃金審議会（会長 林 大樹（はやし ひろき）一橋大学大学院教授）は、本年7月27日の中央最低賃金審議会において提示された「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」等を踏まえて慎重に調査審議を重ねた結果、本日8月3日、埼玉労働局長（荒木 祥一（あらかし しょういち））に対し、全会一致で埼玉県最低賃金額を「時間額871円」とする旨の答申を行った。

この時間額871円は、現行の埼玉県最低賃金額845円を「26円」引き上げるもので、上昇率は3.08%であり、時間額で決まるようになった平成14年度以降では、上昇率・上昇額共に最大の引上げ幅である。

埼玉労働局長はこの答申を受け、今後、異議申出などの諸手続を経て、埼玉県最低賃金額を決定することになる。

【参考：埼玉県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (答申)
時間額	785円	802円	820円	845円	871円
対前年度上昇額	14円	17円	18円	25円	26円
対前年度上昇率	1.82%	2.17%	2.24%	3.05%	3.08%